

令和 7 年第 1 回定例会
土木企業立地推進委員会資料
(令和 6 年度関係)

- | | | | |
|---|----------------------------------|---|----|
| 1 | 令和 6 年度企業局主要事業実施状況 | … | 2 |
| 2 | 県中央広域水道用水供給事業における減損会計の適用
について | … | 9 |
| 3 | 令和 6 年度包括外部監査の結果及び今後の対応について | … | 12 |
| 4 | 企業局における水道事業広域化の検討状況について | … | 13 |
| 5 | 県有財産の売却について（阿見東部工業団地） | … | 19 |

令和 7 年 3 月 1 3 日

企 業 局

令和6年度 企業局主要事業実施状況

＜給水実績＞

○水道用水供給事業

- ・給水対象市町村：37 市町村
- ・年間給水量（見込）：1 億 4,520 万 m³（対前年度比 87 万 m³ [0.6%] 増加）

○工業用水道事業

- ・給水契約先：250 事業所（給水区域：22 市町村）
- ・年間給水量（見込）：3 億 3,052 万 m³（対前年度比 71 万 m³ [0.2%] 増加）

1. 水道事業の経営基盤強化に向けた広域化等の推進

（1）「茨城県水道ビジョン」に基づく広域連携の推進

①水道事業の広域化に向けた基本協定の締結及び法定協議会への参画

政策企画部と連携し、県企業局を統合先とする経営の一体化を進める方針に合意した 21 市町村と令和 7 年 2 月 26 日に基本協定を締結した。同日に設置された、水道法に基づく法定協議会において、今後、市町村と経営統合に向けた諸条件の調整を進めていくこととした。

②水道事業の広域化に係る経営統合に向けた新たな組織体制等の調査検討

経営の一体化に向けて、他県の先進事例を調査するなどの検討を行い、市町村等に対して、経営の一体化後の組織体制や業務運営に係る基本的な枠組み、投資・財政計画の考え方及び経営統合におけるスケールメリットを提示した。

（2）県南西広域水道用水供給事業の統合による施設等の整備

令和 2 年 4 月に統合した県南西広域水道用水供給事業において、旧県西広域の新たな水需要に対応し、水量に余裕がある旧県南広域から水融通を行うため、送水管路の整備やポンプ場の整備を進めた。

事業期間	令和 3 年度～令和 10 年度
全体事業費	15,780 百万円（うち R6：5,095 百万円）
R6 年度実績	送水管布設工事 4.6 km、増圧ポンプ場工事
進捗状況	49.4%（見込）

（3）市町村自己水源（表流水・地下水）から県水への転換及び水道への加入促進による県水の利用促進

自己水源から県水道用水への転換を行った受水団体に対し、増量した水量の基本料金の 2 分の 1 を減免した。

減免対象	増量した水量（平成 29 年 7 月～令和 7 年 3 月の需給契約が対象）
減免期間	増量開始から 5 年間
減 免 額	基本料金の 1/2（令和 6 年度：134 百万円）

水道加入促進の取組を実施する市町村等に対し、増加した使用水量見合いの使用料金の 2 分の 1 を減免した。

事業開始	平成 22 年 4 月
減免対象	25 市町村 2 企業団
事業実績	事業開始から令和 6 年 9 月までの適用件数 98,158 件 ※推定給水人口 248,516 人の増加
事業効果	水道普及率 3.0%増加 [H21：92.3% → R4：95.3%] ※対象市町村等：6.5%増加、その他市町村：2.3%増加

（４）安定的・効率的な浄水場の運転管理体制の確立

各浄水場の運転管理業務を公益財団法人茨城県開発公社へ委託し、安定的な運転管理体制を確保した。

委託期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日（１年間）
契約額	1,118 百万円

（５）水道普及啓発活動及び広報の充実

①教育現場や各種イベント等を通じた水道普及啓発活動の実施

個人や団体による浄水場見学の受入れを実施し、計 7,759 人の見学者を受け入れた（2 月末時点）。

また、公益財団法人茨城県開発公社や民間企業へ委託し、水道教室の開催やイベント等への出展を実施し、浄水実験やグッズ配布等を通して水道事業に係る啓発を行った。

委託期間	令和 6 年 6 月 14 日～令和 7 年 3 月 31 日
委託先	公益財団法人茨城県開発公社
契約額	3 百万円 ※市町村水道事業担当者研修会の開催を含む
事業実績	夏休み親子水道教室（実験対応）：1 回（参加者 80 名） 水道出前教室：5 校（参加児童 182 名） 産業祭等への出展（実験対応）：4 日間

委託期間	令和 6 年 5 月 24 日～令和 7 年 3 月 31 日
委託先	株式会社五光
契約額	5 百万円
事業実績	夏休み親子水道教室の企画・運営：1 回（参加者 80 名） 産業祭等への出展に係る企画・運営：4 日間

	パンフレットの作成：10,000 部
--	--------------------

②企業局ホームページ等による情報発信

企業局の安全・安心な水をPRするため、局ホームページにおいて、水質検査結果等の情報発信や、マスコットキャラクターを活用した浄水場紹介記事の連載を行ったほか、水道週間（令和6年6月1日～6月7日）に合わせ、新聞4紙に広告を掲載した。

ホームページアクセス数	月平均 21,612 回（暫定）〔4月～1月〕 ※R5（月平均）：21,976 回〔4月～3月〕
-------------	---

2. 安定的に工業用水を供給できる事業環境の整備

（1）安定的・効率的な浄水場の運転管理体制の確立

①公益財団法人茨城県開発公社への運転管理業務委託

各浄水場（那珂川浄水場を除く）の運転管理業務を公益財団法人茨城県開発公社へ委託し、安定的な運転管理体制を確保した。

委託期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日（1年間）
契約額	548 百万円

②那珂川浄水場の運転管理業務・保全業務の一体的民間委託（R6 年度～R10 年度）

那珂川浄水場の運転管理業務・保全業務を民間事業者へ委託し、効率的な運転管理体制を確保した。

委託期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
委託先	日立・昱特定共同企業体
契約額	908 百万円〔5年総額〕（うち R6：182 百万円）

（2）新規受水企業を対象とした優遇制度の推進

鹿島第1・2期工業用水道事業における工業用水道料金の優遇措置の適用により、契約水量の増を図った。

適用企業数	2 社
契約水量	6,105 m ³ /日
工水料金の軽減額	22 百万円

（3）新たな需要に対する施設整備の推進

県南西広域工業用水道事業における圏央道インターパークつくばみらいへの配水管整備
圏央道インターパークつくばみらいに向け、配水管路の整備を進めた。

事業期間	令和4年度～令和6年度
全体事業費	422 百万円（うち R6：4 百万円）
R6 年度実績	管路布設工事施工監理業務委託
進捗状況	100.0%（見込） ※事業費ベース

3. デジタル化の推進と新技術の導入

（1）水道事業の広域化を見据えた施設管理の効率化に向けたデジタル化の積極的な推進

①工業用水スマートメーターの広域的な導入（R6 年度～R8 年度）

令和3年度までの実証試験を踏まえ鹿島工水に先行導入。令和4～5年度に受水企業69事業所にスマートメーター85台を設置した。

令和6年度は、全ての工業用水道事業への導入を図るため、那珂川・県南西広域・県中央広域工業用水道事業の154事業所について現地調査及び設計業務を実施した。導入工事は、令和7～8年度を予定しており、令和8年度末までに全広域への導入を完了する見込み。

②浄水場におけるAIを活用した自動運転及び集中監視の推進（R5 年度～）

（株）日立製作所と共同研究契約を結び、薬品注入量や各配水場への送水量をAIにより自動設定することを目指し、技術開発を実施中である。共同研究は令和7年度末に完了する見込み。

③保有資産情報の電子化による適切な資産管理の推進（R5 年度～R6 年度）

適切な資産管理を推進するとともに、資産管理事務の効率化を図るため、保管する設計図書の電子化を実施している。

令和6年度は、2,700冊分の文書についてPDF化を完了見込み。

④水道事業の広域化に係る経営統合に向けた新たなシステムの導入の検討（令和6年度～）

財務会計システムについては、経営の一体化に向けて拡張性の高いクラウド基盤を採用することとし、統合予定団体のシステムの現状を把握するとともに、統合に伴う課題整理を進めた。

（2）霞ヶ浦浄水場への新たな高度浄水処理施設の整備

浄水処理の効率化・経費縮減のため、高速砂ろ過地の築造・電気・機械設備工事を進めた。

事業期間	令和5年度～令和8年度 [高速砂ろ過地の整備]
全体事業費	7,200 百万円（うち R6：902 百万円）
R6 年度実績	高速砂ろ過地築造工事、電気・機械設備工事
進捗状況	14.8%（見込）

4. 大規模災害に備えた危機管理対策の強化

(1) 管路の耐震化の推進

東日本大震災による被害状況を踏まえて策定した「管路更新事業化計画」に基づき、地盤の液状化の危険度が高い区間から優先的に耐震化を進めた。

事業期間	平成24年度～令和6年度〔管路更新事業化計画〕
全体事業費	64,145百万円（うちR6：4,475百万円）
対象管路	326.5km（上水161.2km、工水165.3km）
R6年度実績	6.3km（上水2.5km、工水3.8km）
更新済管路	196.1km（上水101.6km、工水94.5km）
進捗状況	60.8%（見込） ※延長ベース

(2) 広域水道事業間のバックアップ体制の強化

県中央広域（水戸浄水場）－鹿行広域（鹿島浄水場）間を連結する緊急連絡管の整備を進めた。

事業期間	平成28年度～令和6年度
全体事業費	1,711百万円（うちR6：231百万円）
R6年度実績	管路布設工事 0.7km
進捗状況	100.0%（見込） ※延長ベース（全体：11.4km）

(3) 老朽化施設の計画的な改築及び設備更新

① 鹿島浄水場の中央監視制御設備更新

設計成果に基づき、中央監視制御設備の更新を進めた。

事業期間	令和4年度～令和6年度
全体事業費	2,156百万円（うちR6：963百万円）
R6年度実績	中央監視制御設備更新工事
進捗状況	100.0%（見込） ※事業費ベース

② 水海道浄水場の設備更新に係るバックアップ施設整備

水海道浄水場の施設更新に先立ち、沈殿池築造工事を進めた。

事業期間	令和4年度～令和7年度
全体事業費	2,289百万円（うちR6：441百万円）
R6年度実績	場内整備工事、沈殿池築造工事
進捗状況	33.2%（見込） ※事業費ベース

(4) 停電対策の強化

水戸取水場において、自家発電設備工事を進めた。

(5) 災害対策訓練の充実

①水道事務所等における情報伝達及び漏水等対応訓練の実施

災害時や緊急時にも安全で安心な水を安定して供給し続けるため、各浄水場において受水団体や災害協定締結事業者等との情報伝達系統の確認を行った。

②大規模災害に備えた他部局との合同での災害対策訓練の実施

令和6年5月27日、防災・危機管理部、保健医療部、福祉部、土木部と合同で、大雨により河川の氾濫、土砂災害等が発生したというシナリオに基づいて訓練を実施した。

訓練では、初動対応体制や連絡方法等を確認するとともに、停電対応、応援給水、取水口のゴミ除去等について、実働訓練を実施した。

(6) 大規模災害時における広域連携の強化

公益社団法人日本水道協会関東地方支部が主催する大規模災害による広域断水の発生を想定した情報連絡訓練に参加し、大規模災害発生時の情報連絡体制や同協会への応援給水要請の流れを確認した。

5. 新たな工業団地の整備等による地域振興

(1) 圏央道沿線地域における新たな工業団地の整備

①フロンティアパーク坂東の造成工事等

坂東山地区土地造成事業（フロンティアパーク坂東）については、公益財団法人茨城県開発公社への業務委託により、用地取得、造成工事等を進めた。

事業期間	令和4年度～令和10年度
全体事業費	17,782百万円（うちR5繰越+R6：11,808百万円）
R6年度実績	用地取得率98.6%（面積ベース、令和7年2月末現在） 調整池工事、雨水管布設工事等を実施 区画⑧について株式会社コバックスと、区画⑪、⑫について株式会社アドヴァングループと土地売買契約を締結

<立地決定の概要>

区画	企業名	分譲面積	分譲価格	契約日
区画⑧	(株)コバックス	2.9ha	846百万円	R6.9.24
区画⑪、⑫	(株)アドヴァングループ	15.4ha	4,885百万円	R6.12.19

②阿見東部土地造成事業に係るリース企業への分譲推進等

リース（事業用借地権）契約により立地していた株式会社あづまや及び株式会社駿河生産プラットフォームと土地譲渡契約を締結。

＜リースから分譲への切り替え＞

企 業 名	事業内容	分譲面積	分譲価格	分譲契約日
(株)あづまや	工業用でんぷん製造	0.3ha	86 百万円	R6. 9. 25
(株)駿河生産プラットフォーム	金属加工部品の製造	1.6ha	466 百万円	R6. 12. 25

（２）ひたちなか地区における工業団地の整備

ひたちなか地区土地造成事業については、公益財団法人茨城県開発公社への業務委託により基本・実施設計、測量等を実施するとともに、国有地取得や造成工事等を進めた。

【第１期拡張地区】

事業期間	令和５年度～令和７年度
全体事業費	6,656 百万円（うち R5 繰越+R6：2,825 百万円）
R6 年度実績	伐木・造成工事等を実施

【第２期拡張地区】

事業期間	令和５年度～令和８年度
全体事業費	10,429 百万円（うち R5 繰越+R6：7,068 百万円）
R6 年度実績	国有地取得 造成工事着手 伐木工事及び伐木造成工事等を実施

（３）市町村等と連携した工業団地の立地企業に対するフォローアップ

阿見東部工業団地や江戸崎工業団地に立地している企業を 18 社（33 回）訪問し、要望聴取に努めたほか、当該要望等に対し、関係機関への働きかけや調整を行うなど、企業が活動しやすい事業環境の整備に努めた。

項 目	県中央広域水道用水供給事業における減損会計の適用について
1. 減損会計適用の背景 (1) 水道広域化に伴う施設最適化について ・本県では、2022（令和4）年2月に策定された「茨城県水道ビジョン」に基づき、政策企画部とともに企業局が中心となって、県企業局と市町村との経営の一体化と大規模浄水場を活用して小規模浄水場を統廃合する施設の全体最適化を進めている。 ・2025（令和7）年2月26日、水道事業の経営を県企業局に一体化することに合意の得られた21市町村と基本協定を締結し、これにより、市町村浄水場の廃止及び県水への切り替え（施設の最適化）が進み、県中央広域においては、現在の44施設が23施設まで集約され、現在の県企業局の契約水量5.8万m³/日余が将来的に12万m³/日余まで増加する見込みとなっている。 ・1984（昭和59）年当時に計画された給水量24万m³/日に対し、浄水場等の施設については水需要に応じた整備を行っているが、管路等の一部施設については、その能力に見合った収益を得られない見通しとなった。 (2) 市町村からの施設最適化に合わせた減損会計適用の要望 ・2024（令和6）年3月27日、県中央広域の市町村等から構成されている「茨城県中央広域水道建設促進協議会」から、水道広域化に係る施設最適化の実施に合わせて減損会計を早急に適用し、各構成団体の費用負担を低減するよう、12の市町村長等から知事に対し強い要望が出されている。 (3) 減損の兆候 ・2025（令和7）年2月26日の基本協定締結及び法定協議会設置をもって、水道広域化としての最適化事業を開始することが確定し、併せて水道広域化に係る施設の最適化事業の実施により、施設能力に見合った収益を得られなくなることが明白となることから、これが地方公営企業法施行規則に基づく「減損の兆候」に該当するため、将来に損失を繰り延べないよう、資産価値を適正単価で回収可能価額まで減少させる減損会計の適用が必要となった。	

2. 減損損失額の算出【令和7年第1回定例会 令和6年度補正予算議案】

- 計画給水量 24 万 m³/日の能力で整備した管路等一部施設を含む全施設の帳簿上の固定資産額（＝固定資産残高）を、施設の継続的な利用によって回収が見込まれる資産額に再評価する（＝回収可能価額）ことで、減損損失額を算出。

回収可能価額を算定し、**固定資産の残高を下回った差額が減損損失**

（国の「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」等に基づき算定）

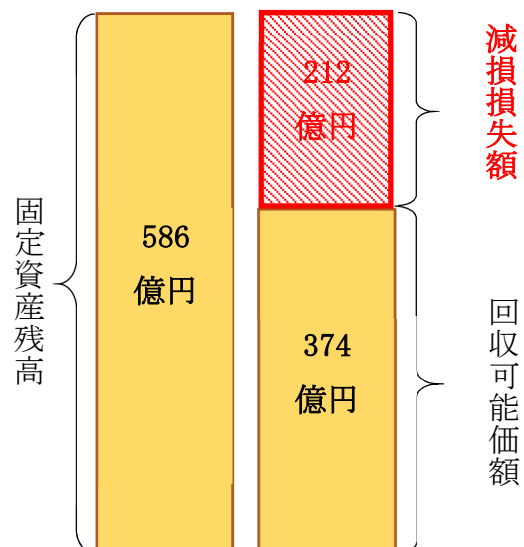
固定資産残高（令和5年度末現在）	586 億円	(A)
回収可能価額（回収見込みの資産額）	374 億円	(B)
減損損失額 （令和6年度補正予算額）	212 億円 ※	(A)－(B)

※金額は令和6年度決算により確定

減損会計適用の効果

年間の減価償却費：**約 5 億円縮減**

➡減価償却費が縮減されるため、
基本料金の値下げが可能



3. 減損会計適用の手続

日 程	内 容
R 7. 2. 2 6	基本協定締結、法定協議会設置
R 7. 1 定	減損損失に係る補正予算案の上程 【令和 6 年度補正予算議案】
R 7. 3 月 議決後	減損会計適用（固定資産価値の再評価）

（減損会計適用に伴うその後の手続き）

R 7. 3 定 損失補填に係る減資に関する議案を県議会に上程

R 7. 4 定 減資に関する議案の議決をもって欠損補填

（参考）減損損失の補填イメージ

欠損補填については、地方公営企業法に基づき、議会の議決を経て資本の取り崩しにより補填することが認められている。なお、今回の事案については、人口減少等の社会情勢の変化等の事象により生じたものであり、これまでの事業で市町村からの料金収入で得られた利益などをもとに形成した資本の範囲内で補填できることから、企業局内での減資による会計処理で対応することを予定している。

（単位：億円）

現 状				減損会計適用				特別利益分を控除				損失補填（資本で補填）			
流動資産	34	12	負債等	流動資産	34	12	負債等	流動資産	34	12	負債等	流動資産	34	12	負債等
			繰延収益			124	繰延収益				繰延収益			124	繰延収益
固定資産	586		資本	固定資産	374	410(a)	資本	固定資産	374	124	410(a)	固定資産	374	272(e)	資本
		413		減損損失	212(b)		国補等戻入分 =特別利益	減損損失	138(d)					138	減資
					(内74)	74(c)									

(a) 減損会計適用後の資本(410億円)－(d) 減損損失による欠損額(138億円)＝(e) 損失補填後の資本(272億円)

(d) 減損損失による欠損額(138億円)＝(b) 減損損失額(212億円)－(c) 減損損失に伴う特別利益(74億円)

※ 減損会計の適用で生じた損失補填額については、決算により、減損損失額から国補等戻入分（＝特別利益）及び当該年度の損益を加味した額により決定される。

項 目		令和6年度包括外部監査の結果及び今後の対応について	
1 監査の実施経過			
(1) 監 査 テ ー マ		基金等の管理と運用について	
(2) 監 査 対 象 機 関		基金所管課等40機関 ※38基金 (総務部 (4) 政策企画部 (3) 県民生活環境部 (5) 防災・危機管理部 (2) 保健医療部 (5) 福祉部 (3) 営業戦略部(1) 立地推進部 (1) 産業戦略部 (2) 農林水産部 (4) 土木部 (2) 会計事務局 (1) 企業局(2) 病院局(1) 教育庁(4))	
(3) 監 査 の 要 点		・基金等の管理及び運用に係る事務が、関係法令・条例・規則等に準拠して適切に行われているか。 ・基金の規模は適正であり、見直し・廃止の検討が適時に行われているか。 ・基金が充当されている事業は、設置目的等に照らして有効かつ効率的に実施されているか。	
(4) 監 査 実 施 期 間		令和6年7月5日 ～ 令和7年2月26日	
(5) 包括外部監査人		小笠原 隆 (公認会計士)	
2 監査結果			
(1) 指摘・意見の件数		4件 (指摘：0件、意見：4件) ※全体71件 (指摘33件、意見38件)	
(2) 意見の内容			
所属	対象	意見の内容	
総務課 業務課	茨城県工業 用水道事業 積立基金	【基金の資金運用の効率性について】 ○ 事業に充当されない資金残高が一定額存在する状況下において、資金運用方法は単年度運用として1年未満の運用を選択したが、安全性を第一義的に優先しつつも有利に運用するため、複数年度の運用をより積極的に運用方法の一つとして検討すべきである (意見)。	
総務課 業務課	茨城県工業 用水道事業 積立基金	【基金の資金計画について】 ○ 安全性を確保した上で有利な運用を検討するために、複数年度の運用を前提とした資金計画の策定が必要である (意見)。	
総務課	資金	【水道事業及び工業用水道事業における資金運用の効率性について】 ○ 複数年にまたがって事業に充当されない固定的な資金残高が存在する状況下において、資金運用方法は単年度運用として1年未満の運用を選択しているが、有利な資金運用として、複数年度の運用も運用方法の一つとして検討すべきである (意見)。	
総務課	資金	【水道事業及び工業用水道事業における資金計画を活用した資金運用について】 ○ 安全性を確保した上で有利な運用を検討する前提として、複数年度の資金計画の策定が必要である (意見)。	
※指摘 ...適法性・正当性に問題がある事項及び経済的合理性の観点から問題のある事項で、具体的な改善措置を求めるもの 意見 ...包括外部監査人からの提案で、改善の参考とするもの			
3 今後の対応			
時 期	内 容		
3月～5月	監査結果報告 (指摘・意見) に対する改善措置を検討		
6月中旬	第2回県議会定例会の関係常任委員会において改善措置を報告		
7月下旬	監査委員による改善措置の公表		

項 目	企業局における水道事業の広域化の検討状況について																												
1 現況	急速な人口減少が進む中、市町村や当局などの水道事業体が将来にわたり安全で良質な水を安定的かつ効率的に供給し、水道事業の経営健全化を図ることを目的として、水道事業の経営統合や共同発注等の広域連携に関して、政策企画部を中心に市町村等と検討を進めており、企業局も水道事業体の1つとして、当該検討の場である「水道事業に係る広域連携検討・調整会議」に参加している。 今般、県企業局を統合先とする経営統合を進める方針に合意した 21 市町村と令和 7 年 2 月 26 日に基本協定を締結し、同日付けで水道法に定める法定協議会（会長：知事、副会長：県企業局長、委員：構成市町村長）を設置 （参考 1）経営統合の意向状況（R7.2 月末時点） <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>市町村等名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 6 年度 基本協定締結 (21 事業体)</td><td>古河市、石岡市、結城市、笠間市、常陸大宮市、筑西市、稲敷市、桜川市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、大子町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、栃木県野木町※</td></tr> <tr> <td>検討中 (12 事業体)</td><td>土浦市、下妻市、常総市、常陸太田市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、那珂市、坂東市、かすみがうら市、五霞町、湖北水道企業団</td></tr> <tr> <td>単独経営継続 (10 事業体)</td><td>水戸市、日立市、高萩市、北茨城市、つくば市、ひたちなか市、神栖市、東海村、境町、茨城県南水道企業団</td></tr> </tbody> </table> ※野木町は、現状、古河市と浄水場を共同で設置。県境をまたいだ越境での統合は全国初 （参考 2）基本協定の概要 知事、県企業局長及び21市町村の首長が、経営統合の実現に向けた基本的な方向性について定めた基本協定を締結。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経営統合の目的</td><td>本県水道事業の経営健全化及び基盤の強化</td></tr> <tr> <td>経営統合の対象</td><td>水道事業（簡易水道事業を除く）及び水道用水供給事業</td></tr> <tr> <td>経営統合の時期</td><td>協定締結後 3 年程度以内</td></tr> <tr> <td>経営統合の方法</td><td>事業ごとに区分経理（当面料金統一はしない。）</td></tr> <tr> <td>経営統合の主体</td><td>県企業局（事業経営・執行を県企業局が行う。）</td></tr> <tr> <td>運営体制</td><td>経営統合時は市町村からの自治法派遣等</td></tr> <tr> <td>資産等</td><td>水道事業の用に供する資産・負債・資本は企業局が継承</td></tr> <tr> <td>投資・財政計画の策定・公表</td><td>市町村等は経営統合までに投資・財政計画を策定・公表</td></tr> <tr> <td>法定協議会</td><td>経営統合に向けた検討を行うため、県知事及び市町村長等を構成員として設置</td></tr> </tbody> </table>	区分	市町村等名	令和 6 年度 基本協定締結 (21 事業体)	古河市、石岡市、結城市、笠間市、常陸大宮市、筑西市、稲敷市、桜川市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、大子町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、栃木県野木町※	検討中 (12 事業体)	土浦市、下妻市、常総市、常陸太田市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、那珂市、坂東市、かすみがうら市、五霞町、湖北水道企業団	単独経営継続 (10 事業体)	水戸市、日立市、高萩市、北茨城市、つくば市、ひたちなか市、神栖市、東海村、境町、茨城県南水道企業団	項目	概要	経営統合の目的	本県水道事業の経営健全化及び基盤の強化	経営統合の対象	水道事業（簡易水道事業を除く）及び水道用水供給事業	経営統合の時期	協定締結後 3 年程度以内	経営統合の方法	事業ごとに区分経理（当面料金統一はしない。）	経営統合の主体	県企業局（事業経営・執行を県企業局が行う。）	運営体制	経営統合時は市町村からの自治法派遣等	資産等	水道事業の用に供する資産・負債・資本は企業局が継承	投資・財政計画の策定・公表	市町村等は経営統合までに投資・財政計画を策定・公表	法定協議会	経営統合に向けた検討を行うため、県知事及び市町村長等を構成員として設置
区分	市町村等名																												
令和 6 年度 基本協定締結 (21 事業体)	古河市、石岡市、結城市、笠間市、常陸大宮市、筑西市、稲敷市、桜川市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、大子町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、栃木県野木町※																												
検討中 (12 事業体)	土浦市、下妻市、常総市、常陸太田市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、那珂市、坂東市、かすみがうら市、五霞町、湖北水道企業団																												
単独経営継続 (10 事業体)	水戸市、日立市、高萩市、北茨城市、つくば市、ひたちなか市、神栖市、東海村、境町、茨城県南水道企業団																												
項目	概要																												
経営統合の目的	本県水道事業の経営健全化及び基盤の強化																												
経営統合の対象	水道事業（簡易水道事業を除く）及び水道用水供給事業																												
経営統合の時期	協定締結後 3 年程度以内																												
経営統合の方法	事業ごとに区分経理（当面料金統一はしない。）																												
経営統合の主体	県企業局（事業経営・執行を県企業局が行う。）																												
運営体制	経営統合時は市町村からの自治法派遣等																												
資産等	水道事業の用に供する資産・負債・資本は企業局が継承																												
投資・財政計画の策定・公表	市町村等は経営統合までに投資・財政計画を策定・公表																												
法定協議会	経営統合に向けた検討を行うため、県知事及び市町村長等を構成員として設置																												

(参考 3) 法定協議会における経営の一体化に係る調整事項

経営統合に向けて、法定協議会及びその下に設置される作業部会において、企業局が作業部会を運営し議論を主導しながら、以下の点の調整を進める。

項目	検討内容例
財政運営	・投資・財政計画（繰出金等を含む。）に関すること。 ・資産の継承、予算・決算、会計システム、経理業務に関すること。
総務	・組織構成、事務分担、運営体制、市町村職員の派遣、福利厚生に関すること。 ・例規制定・改廃、文書・公印管理等、法制文書に関すること。 ・情報セキュリティ・ネットワーク、庁舎・公用車管理等に関すること。 ・災害・事故発生時の対応に関すること（管工事事業者との連携等を含む）。
業務運営	・営業窓口の設置・運営、給水契約、検針業務、料金収納・滞納整理等に関すること。 ・災害時・福祉等の料金減免制度に関すること。
施設整備	・水道メーターなどの給水装置、工事事業者指定等に関すること。 ・建設・工務に関すること。
施設維持	・運転監視、取水施設、導水施設、浄水施設等の運転・保全に関すること。 ・水質管理に関すること。

(参考 4) 広域連携による概算効果額（統合21団体の2070年度までの概算効果額：約1,137億円以上※）

項目	内容	効果額
建設改良費 （政策企画部試算）	水道施設の最適化（浄水場の統廃合）により、将来、小規模浄水場の更新に必要で合ったコスト等を削減	約386億円
維持管理費 （政策企画部試算）	水道施設の最適化（浄水場の統廃合）により、浄水場の維持管理費に係る人件費・動力費等のコストを削減	約95億円
国交付金の活用 （政策企画部試算）	経営の一体化により新たに活用が可能となる国交付金による財源確保（県企業局298億円、市町村244億円）	約542億円
組織の集約化による人件費の削減 （企業局試算）	将来、事務所を統合し、必要人員が減少することによる人件費の減	約94億円
AI活用による電力削減 （企業局試算）	AIを活用し、夜間電力を最大限活用することによる電気代減	約20億円

※上記のほか、企業局では、運転管理の効率化（約220億円）、委託業務の集約化（約50億円）を試算値として、昨年10月に市町村に提示（最大約1,400億円）

2 今後の予定について

水道法に基づいて設置した法定協議会において、経営統合に向けた詳細な諸条件の調整を進めるとともに、経営統合への参画について検討中の市町村等と、引き続き調整を進める。

(参考 5) 経営統合に向けたスケジュール（案）について

年度	R6	R7～R9※	R10以降
スケジュール（案）	【R7.2.26】 基本協定締結 法定協議会設置		経営の一体化 （経営統合）
取組内容等	・経営の一体化（経営統合）の方針に合意・協定締結 ・法定協議会設置 ・茨城県水道事業広域連携推進方針改定（政策企画部）	・法定協議会の運営、基本協定の追加締結 ・投資・財政計画の策定 ・経営の一体化（経営統合）に向けた最終調整 ・茨城県水道事業広域連携推進方針改定（政策企画部）	・企業局による市町村末端給水事業の着実な経営

※経営統合の時期は3年程度以内。実際の協議期間は、変更の可能性あり。

(参考6) これまでの検討経緯等（水道事業に係る広域連携検討・調整会議の開催実績等）

(1) 令和5年度の開催実績

全体会を3回、地域部会を各圏域2回実施し、施設最適配置案や、経営統合に係る基本的な枠組み等について検討を行った。

(2) 令和6年度の開催実績

区分		開催日	概要
地域部会	県北	5.30	・共同発注等に関する検討・調整等
	県中央、鹿行、旧県南・旧県西	4.23～26 (各地域1回)	・経営統合に関する検討・調整等 (財政シミュレーション案の検討等)
第4回全体会		8.29	・検討経過（施設最適化、統合枠組等）について
第5回全体会		R7.2.3	・事業体の意向確認結果、基本協定案等について

(3) 市町村等との調整

日時	概要
4.10～5.31	全市町村（県水を受水していない県北地域除く。）を訪問し、意見交換
5.27～31	意見交換会を開催し、各市町村等と経営統合に係る諸課題を議論
6.26～8.27	企業局長を筆頭にすべての市町村長等を個別に訪問し、経営一体化に係る枠組みを説明
10.16・17	ソフト面の効果に関する説明会を実施
11.19	投資・財政計画の策定に関する説明会を実施
11.15～12.3	企業局長を筆頭に経営基盤が相対的に脆弱な市町村を訪問し、意見交換

(4) 投資・財政計画の基本的な考え方、策定スケジュール

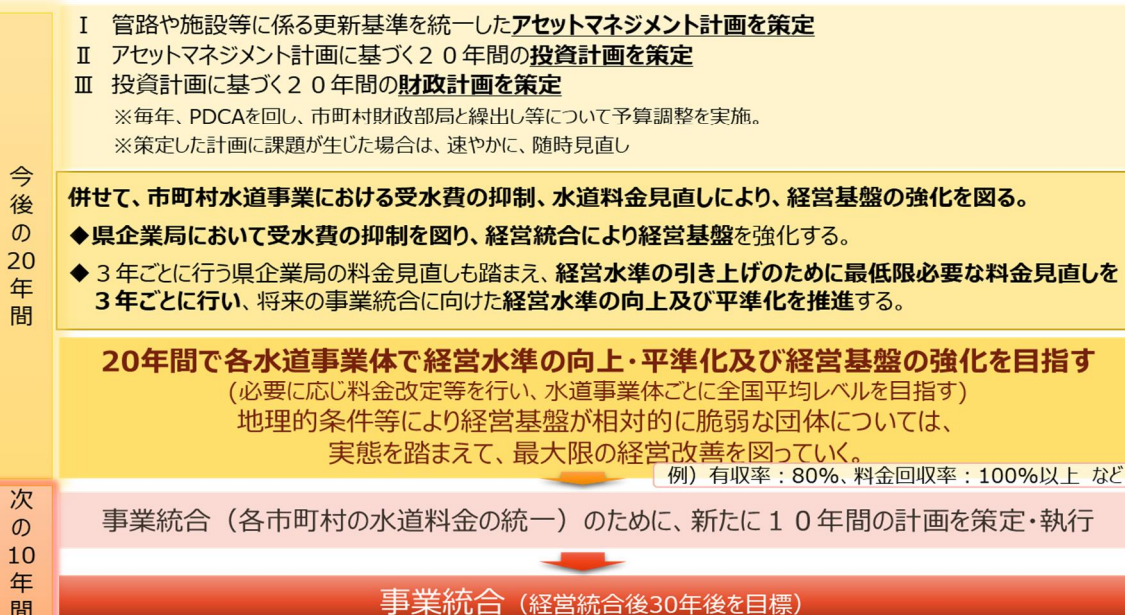
項目	内容									
計画策定の背景	・<u>県企業局が市町村の水道事業を継承する垂直統合であるため、急速な人口減少が進む中、県として市町村から引き継ぐ末端給水事業の基盤強化、経営水準の向上を図ることが不可欠であること。</u> ・<u>一部市町村からは、相対的に経営基盤が脆弱で課題のある市町村事業の経営改善を図り、経営水準の向上及び平準化を図るよう、要請等があることを踏まえ、県が策定する方針に基づく経営基盤の強化が必要</u>									
基本的な考え方	・<u>30年後の事業統合（料金やサービスの一体化）を見据えて、県が策定する経営方針に基づき、必要に応じた料金改定等をしながら、各水道事業体の経営水準の向上・平準化及び経営基盤の強化を図る。</u> ➢<u>今後の20年間</u>：各水道事業体の<u>経営水準の向上</u>を図り、<u>平準化</u>を目指す。 ➢<u>次の10年間</u>：<u>事業統合（水道料金の統一）</u>を目指す。									
アセットマネジメント計画	・水道施設のライフサイクル全体にわたって<u>効率的かつ効果的に管理運営するための計画</u> ・施設や管路等、市町村ごとに異なる更新基準を統一する。<table><tr><th>区分</th><th>法定耐用年数</th><th>更新基準の例（案）</th></tr><tr><td>ダクタイル鋳鉄管</td><td>38年</td><td>65年→43～100年</td></tr><tr><td>鋼管</td><td>38年</td><td>55年→41～85年</td></tr></table>	区分	法定耐用年数	更新基準の例（案）	ダクタイル鋳鉄管	38年	65年→43～100年	鋼管	38年	55年→41～85年
区分	法定耐用年数	更新基準の例（案）								
ダクタイル鋳鉄管	38年	65年→43～100年								
鋼管	38年	55年→41～85年								
投資計画	・統合団体間で<u>施設や管路等の更新基準を統一したアセットマネジメント計画を策定の上、当該基準に基づく整備（更新）を見据えた投資見通しを試算した計画</u> ・有収率（送水ロスを表した指標）や管路更新率（1年間に更新した管路の割合を表した指標）等の経営指標に関する目標を設定し、老朽管等の計画的な更新を進める。									

		<table><tr><th>区分</th><th colspan="2">目標設定の例（案）</th></tr><tr><td rowspan="2">管路更新率</td><td>石綿セメント管</td><td>速やかに更新</td></tr><tr><td>ダクタイル鋳鉄管</td><td>1.25%</td></tr><tr><td>有収率</td><td colspan="2">類似団体全国平均まで引き上げ</td></tr></table>	区分	目標設定の例（案）		管路更新率	石綿セメント管	速やかに更新	ダクタイル鋳鉄管	1.25%	有収率	類似団体全国平均まで引き上げ	
区分	目標設定の例（案）												
管路更新率	石綿セメント管	速やかに更新											
	ダクタイル鋳鉄管	1.25%											
有収率	類似団体全国平均まで引き上げ												
財政計画	・投資計画に基づく財源の見通しを試算した計画 ・料金回収率（送水コストを料金でどの程度回収できているかを表した指標）や企業債残高対給水収益比率（給水収益に対する企業債残高（借入）の割合を表す指標）、累積欠損金比率等の経営指標に関する目標を設定し、市町村ごとの事業環境等を十分に考慮した上、これらの指標の適正化を図る。 <table><tr><th>区分</th><th>目標設定の例（案）</th></tr><tr><td>料金回収率</td><td>100%以上</td></tr><tr><td>企業債残高対給水収益比率</td><td>全国平均まで引き下げ</td></tr><tr><td>累積欠損金比率</td><td>0%</td></tr></table>	区分	目標設定の例（案）	料金回収率	100%以上	企業債残高対給水収益比率	全国平均まで引き下げ	累積欠損金比率	0%				
区分	目標設定の例（案）												
料金回収率	100%以上												
企業債残高対給水収益比率	全国平均まで引き下げ												
累積欠損金比率	0%												
策定スケジュール	・今後、当局が示す策定方針に基づき、市町村で投資・財政計画等を策定し、法定協議会等で審議、承認 <table><tr><th>時期</th><th>内容</th></tr><tr><td>R7.4</td><td>アセットマネジメント策定方針の作成、市町村に提示 ※管路や施設等の更新基準を統一。</td></tr><tr><td>R7年度上半期</td><td>投資・財政計画策定方針の作成、市町村に提示 ※21市町村の管路・施設の整備状況を調査後、各市町村の老朽管の更新の必要性、事業費等から、将来の料金への影響等を試算の上、計画の目標指標を設定</td></tr><tr><td>R7年度下半期</td><td>各市町村でアセットマネジメント計画、投資計画、財政計画を策定</td></tr><tr><td>R7年度下半期～</td><td>計画策定済みの市町村（今年度策定しない市町村は次年度）から、順次、法定協議会等で審議、承認。</td></tr></table> ※来年度基本協定を締結する市町村については、上記スケジュールから概ね1年遅れで手続きを進める。	時期	内容	R7.4	アセットマネジメント策定方針の作成、市町村に提示 ※管路や施設等の更新基準を統一。	R7年度上半期	投資・財政計画策定方針の作成、市町村に提示 ※21市町村の管路・施設の整備状況を調査後、各市町村の老朽管の更新の必要性、事業費等から、将来の料金への影響等を試算の上、計画の目標指標を設定	R7年度下半期	各市町村でアセットマネジメント計画、投資計画、財政計画を策定	R7年度下半期～	計画策定済みの市町村（今年度策定しない市町村は次年度）から、順次、法定協議会等で審議、承認。		
時期	内容												
R7.4	アセットマネジメント策定方針の作成、市町村に提示 ※管路や施設等の更新基準を統一。												
R7年度上半期	投資・財政計画策定方針の作成、市町村に提示 ※21市町村の管路・施設の整備状況を調査後、各市町村の老朽管の更新の必要性、事業費等から、将来の料金への影響等を試算の上、計画の目標指標を設定												
R7年度下半期	各市町村でアセットマネジメント計画、投資計画、財政計画を策定												
R7年度下半期～	計画策定済みの市町村（今年度策定しない市町村は次年度）から、順次、法定協議会等で審議、承認。												

(5) 事業統合を見据えた基本的な考え方

基本的な考え方

30年後の事業統合（県・市町村の料金体系を一元化）を見据えて、**県が策定する経営方針に基づき、必要に応じた料金改定等**をしながら、**各水道事業体の経営水準の向上・平準化及び経営基盤の強化**を図る。



(6) 経営統合に係る枠組み

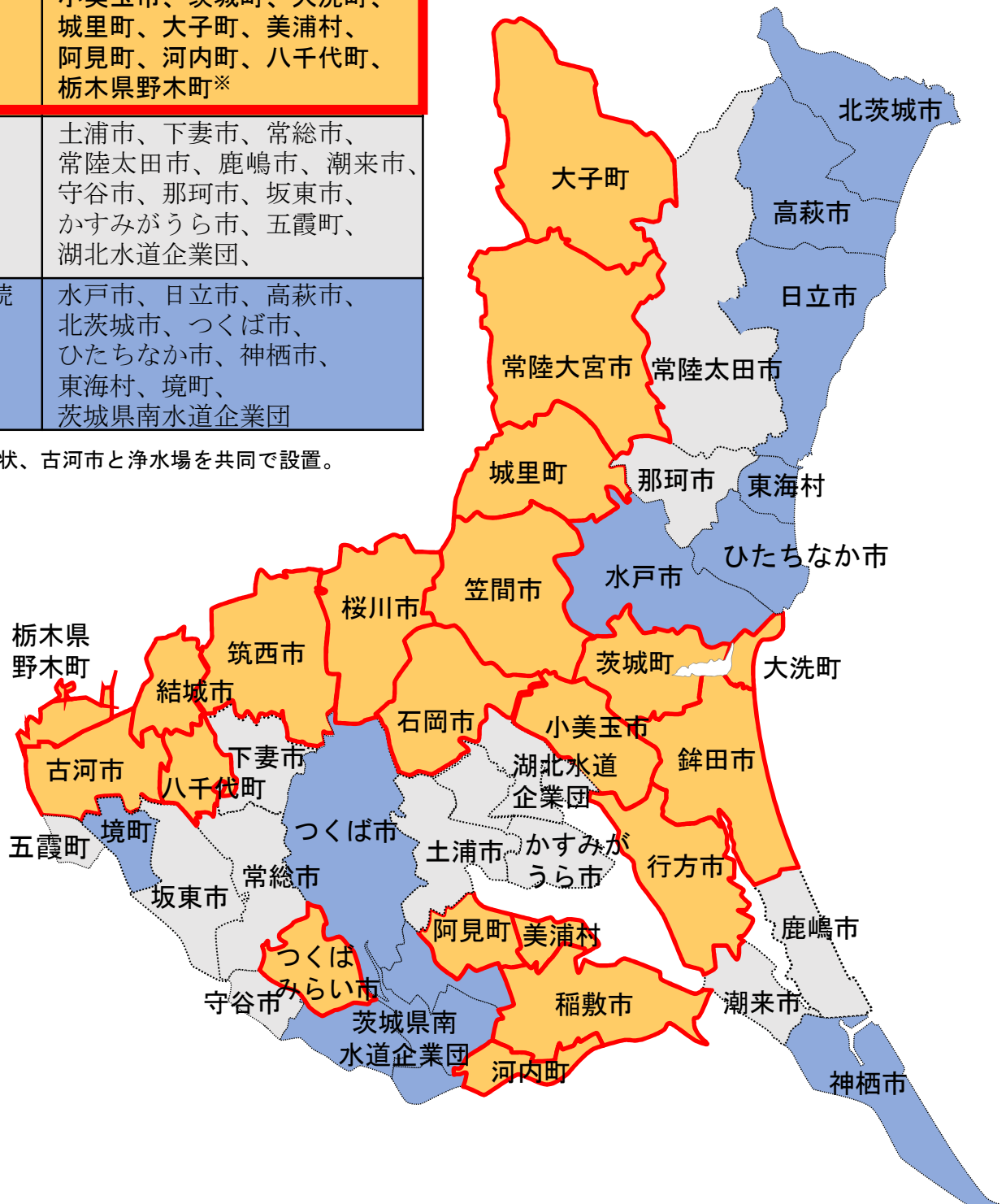
経営統合に係る組織、経営、運営等の基本的な枠組みについて、以下のとおり提示。

項目	検討内容
事業形態	・各市町村の水道事業を県企業局の末端給水事業に位置付け ・会計上は、末端給水事業に市町村ごとのミシン目を入れて区分経理
組織	・当面の間、現在の市町村水道担当課を県企業局の水道事務所として出先機関に位置付け（今後、将来に向けた組織の集約化を検討）
人員体制	・原則、市町村からは職員派遣、企業団は身分移管 ・地元意見集約のため市町村の首長を委員とした会議体を設置 等
運営体制	・浄水場等の運転管理等を順次集約 ・末端給水事業に係る工事・入札については、市町村の従来ルールで発注。組織の集約に合わせて入札・契約制度等の制度を統一
資産	・水道事業の用に供している資産、負債はすべて県企業局が継承
投資・財政計画	・経営基盤の強化に向け、経営統合前までに投資・財政計画を作成 ・作成した投資・財政計画に基づき、将来の事業統合に向けた経営内容の改善と経営基盤の強化を着実に進める。
下水道事業	・下水道料金徴収業務は、県企業局が市町村から受託
システム	・経営統合を見据えた財務会計システムの統合を優先的に実施 等

市町村等における「経営の一体化」の意向状況（R7.2末時点）

区分	市町村等名
令和6年度 基本協定締結 (21事業体)	古河市、石岡市、結城市、 笠間市、常陸大宮市、筑西市、 稲敷市、桜川市、行方市、 鉾田市、つくばみらい市、 小美玉市、茨城町、大洗町、 城里町、大子町、美浦村、 阿見町、河内町、八千代町、 栃木県野木町※
検討中 (12事業体)	土浦市、下妻市、常総市、 常陸太田市、鹿嶋市、潮来市、 守谷市、那珂市、坂東市、 かすみがうら市、五霞町、 湖北水道企業団、
単独経営継続 (10事業体)	水戸市、日立市、高萩市、 北茨城市、つくば市、 ひたちなか市、神栖市、 東海村、境町、 茨城県南水道企業団

※野木町は、現状、古河市と浄水場を共同で設置。



項 目 県有財産の売却について（阿見東部工業団地）

【直近の土地売却状況】

1 阿見東部工業団地の分譲

（１）売却先

- ・ 企 業 名 株式会社駿河生産プラットフォーム
- ・ 本 社 静岡県静岡市清水区七ツ新屋505番
- ・ 事業内容 金属加工部品の製造

（２）売却地

- ・ 土地の所在 稲敷郡阿見町大字星の里2番3、3番2
- ・ 面 積 16,401.69㎡
- ・ 契 約 額 465,807,996円（28,400円/㎡）

（３）経緯

- ・ 契 約 日 令和6年12月25日

※(株)駿河生産プラットフォームは、平成18年11月から事業用借地権設定契約（リース契約）により立地しているが、今回同社から用地買い取りの申込があり、分譲したもの。

2 阿見東部工業団地の概要

- （１）事業主体 茨城県企業局
- （２）分譲面積 46.2ha
- （３）分譲開始 平成13年度

【位置図】



＜今回の分譲区画＞

売却先：(株)駿河生産プラットフォーム

面 積：16,401.69㎡

価 格：465,807,996円

(28,400円/㎡)

用 途：金属加工部品の製造工場

令和 7 年 2 月 26 日 開 会

④

令和 7 年第 1 回茨城県議会定例会議案

(第 2 綴)

茨 城 県

令和 7 年第 1 回茨城県議会定例会議案（第 2 綴）目次

頁

第45号議案	令和 6 年度茨城県一般会計補正予算（第 8 号）	1
第46号議案	令和 6 年度茨城県競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）	23
第47号議案	令和 6 年度茨城県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）	25
第48号議案	令和 6 年度茨城県市町村振興資金特別会計補正予算（第 1 号）	27
第49号議案	令和 6 年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計補正予算（第 1 号）	29
第50号議案	令和 6 年度茨城県立医療大学付属病院特別会計補正予算（第 1 号）	32
第51号議案	令和 6 年度茨城県国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	35
第52号議案	令和 6 年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計補正予算（第 1 号）	37
第53号議案	令和 6 年度茨城県中小企業事業資金特別会計補正予算（第 1 号）	39
第54号議案	令和 6 年度茨城県農業改良資金特別会計補正予算（第 1 号）	41
第55号議案	令和 6 年度茨城県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）	43
第56号議案	令和 6 年度茨城県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）	45
第57号議案	令和 6 年度茨城県港湾事業特別会計補正予算（第 3 号）	47
第58号議案	令和 6 年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）	50
第59号議案	令和 6 年度茨城県病院事業会計補正予算（第 2 号）	53
第60号議案	令和 6 年度茨城県水道事業会計補正予算（第 2 号）	55
第61号議案	令和 6 年度茨城県工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）	57
第62号議案	令和 6 年度茨城県地域振興事業会計補正予算（第 2 号）	59
第63号議案	令和 6 年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算（第 2 号）	61
第64号議案	令和 6 年度茨城県流域下水道事業会計補正予算（第 2 号）	63
第65号議案	茨城県環境保全基金条例を廃止する条例	65
第66号議案	茨城県健やかこども基金条例の一部を改正する条例	66
第67号議案	県有財産の売却処分について（上河原崎・中西地区商業施設用地）	67
第68号議案	県有財産の売却処分について（上河原崎・中西地区教育施設用地）	68
第69号議案	県が行う建設事業に対する市の負担額について	69
第70号議案	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について	70
第71号議案	県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について	72
第72号議案	霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について	74
第73号議案	工事請負契約の締結について	75
第74号議案	訴えの提起について（中小企業事業継続応援貸付金）	76
第75号議案	訴えの提起について（新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮要請協力金）	77
第76号議案	権利の放棄について（母子・父子・寡婦福祉資金貸付金）	78
第77号議案	権利の放棄について（中小企業事業継続応援貸付金）	79
第78号議案	権利の放棄について（県営住宅の使用料等）	80
第79号議案	権利の放棄について（県立中央病院の診療料）	81
報告第 1 号	地方自治法第179条第 1 項の規定に基づく専決処分について	83

予

算

第60号議案

令和6年度 茨城県水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度茨城県水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和6年度茨城県水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第2号中「145,128,975㎡」を「145,203,769㎡」に、同条第3号中「397,614㎡」を「397,819㎡」に、同条第4号中「7,845,430千円」を「10,043,714千円」に、「2,245,932千円」を「2,548,744千円」に、「2,199,450千円」を「1,971,019千円」に改める。

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	収 入		
第1款 事業収益	20,095,897千円	7,416,542千円	27,512,439千円
第1項 営業収益	17,855,949千円	15,780千円	17,871,729千円
第2項 営業外収益	2,238,926千円	△ 45,570千円	2,193,356千円
第3項 特別利益	1,022千円	7,446,332千円	7,447,354千円
	支 出		
第1款 事業費用	19,720,551千円	20,002,108千円	39,722,659千円
第1項 営業費用	18,620,551千円	△ 1,073,278千円	17,547,273千円
第2項 営業外費用	1,086,578千円	△ 163,463千円	923,115千円
第3項 特別損失	1,422千円	21,238,849千円	21,240,271千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かつこ書中「8,766,913千円」を「8,136,210千円」に、「8,367,960千円」を「6,703,598千円」に、「及び当年度分消費税等資本的収支調整額398,953千円」を「、当年度分消費税等資本的収支調整額609,966千円及び建設改良積立金822,646千円」に改める。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	収 入		
第1款 資本的収入	6,448,596千円	2,844,581千円	9,293,177千円
第1項 国庫補助金	1,391,367千円	907,886千円	2,299,253千円
第2項 企業債	2,079,100千円	522,900千円	2,602,000千円
第3項 出資金	2,489,000千円	983,000千円	3,472,000千円
第4項 負担金	314,565千円	△ 50,000千円	264,565千円
第6項 長期借入金	64,581千円	△ 5千円	64,576千円
第7項 関連事業収入	－千円	480,800千円	480,800千円
	支 出		
第1款 資本的支出	15,215,509千円	2,213,878千円	17,429,387千円
第1項 建設改良費	12,290,812千円	2,272,665千円	14,563,477千円
第2項 資産購入費	30,197千円	△ 4,975千円	25,222千円
第4項 補助金返還金	53,812千円	△ 53,812千円	－千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条中限度額「2,079,100千円」を「2,602,000千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条第1号中「1,093,499千円」を「1,106,593千円」に、同条第2号中「477千円」を「114千円」に改める。

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第10条中「229,703千円」を「324,274千円」に改める。

令和7年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第61号議案

令和6年度 茨城県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度茨城県工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和6年度茨城県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1号中「247事業所」を「250事業所」に、第2号中「329,816,515㎡」を「330,516,731㎡」に、同条第3号中「903,607㎡」を「905,525㎡」に、同条第4号中「318,966千円」を「289,328千円」に、「3,337,052千円」を「3,273,874千円」に、「4,248,407千円」を「2,050,872千円」に、「3,166,912千円」を「2,772,570千円」に改める。

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	収 入		
第1款 事業収益	13,619,228千円	232,025千円	13,851,253千円
第1項 営業収益	12,330,663千円	61,291千円	12,391,954千円
第2項 営業外収益	1,288,565千円	154,664千円	1,443,229千円
第3項 特別利益	－千円	16,070千円	16,070千円
	支 出		
第1款 事業費用	12,244,643千円	△ 304,585千円	11,940,058千円
第1項 営業費用	11,663,822千円	△ 350,901千円	11,312,921千円
第2項 営業外費用	570,321千円	46,316千円	616,637千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かつこ書中「5,893,440千円」を「5,219,126千円」に、「5,393,681千円」を「3,254,734千円」に、「314,128千円」を「284,093千円」に、「185,631千円」を「1,680,299千円」に改める。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	収 入		
第1款 資本的収入	6,822,537千円	△ 2,078,302千円	4,744,235千円
第1項 国庫補助金	416,000千円	607,240千円	1,023,240千円
第2項 企業債	6,023,000千円	△ 2,313,800千円	3,709,200千円
第3項 負担金	383,537千円	△ 371,742千円	11,795千円
	支 出		
第1款 資本的支出	12,715,977千円	△ 2,752,616千円	9,963,361千円
第1項 建設改良費	11,071,337千円	△ 2,684,693千円	8,386,644千円
第2項 資産購入費	2,084千円	△ 269千円	1,815千円
第4項 補助金返還金	69,861千円	△ 69,861千円	－千円
第5項 基金積立金	73千円	2,207千円	2,280千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条中限度額「6,023,000千円」を「3,709,200千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条第1号中「701,575千円」を「720,061千円」に、同条第2号中「295千円」を「80千円」に改める。

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第10条中「49,771千円」を「140,255千円」に改める。

令和7年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第62号議案

令和6年度 茨城県地域振興事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度茨城県地域振興事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和6年度茨城県地域振興事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1号中「6,495,126千円」を「6,448,406千円」に、「8,756,241千円」を「8,742,219千円」に改め、次に次のように加える。

阿見東部土地造成事業

土地分譲	20,000㎡
つくばみらい福岡地区 土地造成事業	
土地分譲	15,000㎡

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	収 入		
第1款 土地造成事業収益	53,050千円	1,110,319千円	1,163,369千円
第1項 営業収益	52,995千円	998,489千円	1,051,484千円
第2項 営業外収益	55千円	111,830千円	111,885千円
	支 出		
第1款 土地造成事業費用	811,507千円	620,237千円	1,431,744千円
第1項 営業費用	45,700千円	832,706千円	878,406千円
第2項 営業外費用	763,407千円	△ 212,469千円	550,938千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かつこ書中「資本的支出額に対し不足する額667千円」を「資本的支出額に対し不足する額6,504,725千円」に、「過年度分損益勘定留保資金667千円」を「過年度分損益勘定留保資金480,899千円、減債積立金4,146,100千円及び土地造成積立金1,877,726千円」に改める。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	収 入		
第1款 土地造成事業資本的収入	15,250,700千円	△ 1,937,900千円	13,312,800千円
第1項 企業債	14,733,700千円	△ 1,937,900千円	12,795,800千円
	支 出		
第1款 土地造成事業資本的支出	15,251,367千円	4,566,158千円	19,817,525千円
第1項 土地造成費	15,251,367千円	△ 60,742千円	15,190,625千円
第2項 償還金	－千円	4,626,900千円	4,626,900千円

（企業債の補正）

第5条 予算第5条中限度額「14,733,700千円」を「12,795,800千円」に改める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第6条 予算第8条第1号中「37,536千円」を「44,384千円」に、同条第2号中「13千円」を「6千円」に改める。

令和7年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

令和 7 年第 1 回定例会
土木企業立地推進委員会資料
(令和 7 年度関係)

- | | | | |
|---|------------------------------------|---|----|
| 1 | 令和 7 年度企業局事業執行方針 | … | 2 |
| 2 | 障害者雇用率の状況及び障害者活躍推進計画（第 2 期）
の策定 | … | 5 |
| 3 | 企業局経営戦略について | … | 6 |
| 4 | 茨城県工業用水道条例の一部を改正する条例について | … | 7 |
| 5 | 茨城県水道条例の一部を改正する条例について | … | 9 |
| 6 | 管路の耐震化及び老朽化対策について | … | 12 |

令和 7 年 3 月 1 3 日

企 業 局

令和7年度 企業局事業執行方針

1. 経営の基本

- (1) 安全で安心な水を安定的・継続的に供給すること
- (2) 時代のニーズに即した事業を実施すること
- (3) 公営企業として常に健全経営をめざすこと

2. 事業執行方針

○人口減少により水需要が減少し、経営環境が厳しさを増す中、県民のライフラインである水を安定的・継続的に供給するとともに、企業立地等による地域振興を図るため、『企業局経営戦略』を踏まえ6つの方針を定め、事業を推進する。

- (1) 「茨城県水道ビジョン」に基づく広域連携の推進
- (2) DX推進計画によるデジタル技術の活用と新技術の導入
- (3) 水道用水供給事業の経営基盤の強化
- (4) 安定的に工業用水を供給できる事業環境の整備
- (5) 大規模災害に備えた危機管理対策の強化
- (6) 新たな工業団地の整備等による地域振興

【令和7年度当初予算案（支出の部）】

水道用水供給事業	41,095,175 千円 [R6 : 34,898,922 千円 (+6,196,253 千円)]
工業用水道事業	21,016,090 千円 [R6 : 24,938,225 千円 (△3,922,135 千円)]
地域振興事業	20,462,040 千円 [R6 : 16,061,448 千円 (+4,400,592 千円)]
合 計	82,573,305 千円 [R6 : 75,898,595 千円 (+6,674,710 千円)]

3. 主要事業

(1) 「茨城県水道ビジョン」に基づく広域連携の推進

「茨城県水道ビジョン」に基づく水道事業の広域化（経営の一体化）の推進

新規・水道事業の経営統合に係る調整及び法定協議会等の運営

【検討項目】

新規・財政運営関連事務（投資・財政計画、財務会計、入札契約（委託・役務）、固定資産、財務システム等）の検討・調整

新規・総務関連事務（組織・運営、人事・給与、各種例規、文書事務、総務系システム等）の検討・調整

新規・運営管理関連事務（給水契約、検針、徴収整理、料金システム、危機管理等）の検討・調整

新規・施設整備・維持関連事務（施設整備方針、施設整備計画、設計・積算、工務システム、入札契約（測量設計、工事）、浄水場等の運転監視・保全等）の検討・調整

76,450 千円 [R6 : ー円]

(2) DX推進計画によるデジタル技術の活用と新技術の導入

①水道事業の広域化を見据えた施設管理の効率化及び水道インフラの長寿命化に向けたデジタル化の積極的な推進

新規・ドローンを活用した水道施設点検の推進（R7年度～）

195 千円 [R6 : ー円]

- ・浄水場におけるA Iを活用した自動運転及び集中監視の推進（R5年度～）

17,932 千円 [R6 : 20,000 千円]

- ・工業用水スマートメーターの広域的な導入（R6年度～R8年度） 43,945 千円 [R6 : 6,743 千円]

- ・施設更新周期の最適化に向けたA Iによるポンプ等の機器状態診断の活用（R3年度～）

- ・中央監視設備遠隔監視システムを活用した危機管理体制の強化（R4年度～）

264 千円 [R6 : 264 千円]

新規・A Iを活用した管路老朽度診断結果に基づく管路更新周期の適正化（R7年度～）

②霞ヶ浦浄水場への新たな高度浄水処理施設の整備

- ・高速砂ろ過池の整備（R5年度～R8年度）

3,181,512 千円 [R6 : 1,003,046 千円]

（３）水道用水供給事業の経営基盤の強化

①県南西広域水道用水供給事業の統合による施設等の整備

- ・管路及び増圧ポンプ場の整備等（R3年度～）

3,811,567 千円 [R6 : 2,728,698 千円]

②水道への加入促進による県水の利用促進

- ・水道加入促進策を実施する市町村等に対する使用料金の一部減額

③安定的・効率的な浄水場の運転管理体制の確立

- ・公益財団法人茨城県開発公社への運転管理業務委託

1,262,237 千円 [R6 : 1,134,688 千円]

④水道普及啓発活動及び広報の充実

- ・教育現場や各種イベント等を通じた水道普及啓発活動の実施

13,731 千円 [R6 : 13,053 千円]

- ・企業局ホームページ等による情報発信

2,124 千円 [R6 : 851 千円]

（４）安定的に工業用水を供給できる事業環境の整備

①安定的・効率的な浄水場の運転管理体制の確立

- ・公益財団法人茨城県開発公社への運転管理業務委託〔再掲〕

618,735 千円 [R6 : 560,753 千円]

- ・那珂川浄水場の運転管理業務・保全業務の一体的な民間委託（R6年度～R10年度）

197,459 千円 [R6 : 197,459 千円]

②新規受水企業を対象とした優遇制度の推進

- ・新規立地企業に対する工業用水道料金の優遇

- ・県南西広域工業用水道事業における管路整備費の一部免除

（５）大規模災害に備えた危機管理対策の強化

①管路の耐震化の推進

新規・管路更新計画（R7年度～R9年度）に基づく耐震化の推進

5,168,198 千円 [R6 : 一千円]

②老朽化施設の計画的な改築及び設備更新

新規・水海道浄水場の設備更新（R7年度～R13年度）

980,936 千円 [R6 : 一千円]

③停電対策の強化

- ・水戸取水場（R5年度～R7年度）、板戸井・小山取水場（R7年度～R9年度）、木原取水場（R7年度～R9年度）への自家発電設備導入

516,420 千円 [R6 : 35,630 千円]

新規・協定に基づく民間事業者による災害時における発電機等の供給支援

④災害対策訓練の充実

- ・水道事務所等における情報伝達及び漏水等対応訓練の実施
- ・自然災害や原子力災害等の大規模災害に備えた他部局との合同での災害対策訓練の実施

⑤大規模災害時における広域連携の強化

- ・大規模災害を想定した東京都との連携による他事業者からの救援隊の受入れと活動支援の訓練

④＋⑤ 18,541 千円 [R6 : 3,247 千円]

(6) 新たな工業団地の整備等による地域振興

①圏央道沿線地域における新たな工業団地の整備

- ・坂東山地区土地造成事業（フロンティアパーク坂東）の造成工事等

1,688,151 千円 [R6 : 6,494,800 千円]

- ・阿見東部土地造成事業に係るリース企業への分譲推進等

②ひたちなか地区における工業団地の整備

- ・ひたちなか地区土地造成事業（第1期拡張地区）の造成工事及び分譲と、ひたちなか地区土地造成事業（第2期拡張地区）の造成工事等

2,979,100 千円 [R6 : 8,755,900 千円]

③市町村等と連携した工業団地の立地企業に対するフォローアップ

- ・個別訪問による立地企業のニーズの把握

項 目	障害者雇用率の状況及び障害者活躍推進計画(第2期)の策定
-----	------------------------------

1 企業局における障害者雇用率の状況

- ・ 障害のある職員の職業生活における活躍を推進するため、障害者活躍推進計画（R2.3策定）に基づき、障害者の雇用促進及び職場環境の整備等に取り組んでいる。
- ・ 令和6年の障害者実雇用率は、法定雇用率（2.8%）を上回る3.78%となっている。

2 障害者活躍推進計画（第2期）の策定

令和7年3月に現計画の計画期間が終了することから、次期計画を策定するもの。

(1) 趣旨

障害のある職員の職業生活における活躍を推進するための計画
（障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定計画）

(2) 計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

(3) 主な内容

① 目標

項 目	目 標
採用（実雇用率）	当該年の6/1時点における法定雇用率を着実に達成する。[R8.7～法定雇用率3.0%に引き上げが予定]
職場定着（率）の向上	不本意な離職者※を極力生じさせないようにすることで、定着率の向上を図る。
満足度の向上	職場環境等の改善事項を把握し着実に対応することで、満足度の向上を図る。

※本人の責によらない職場環境への不適応を原因とする離職者など

② 目標達成に向けた主な取組内容

- ・ 相談体制等の充実
- ・ 所属間での情報交換及び事案検討等
- ・ 障害のある職員が活躍できる業務の見直し
- ・ 多様で柔軟な働き方の推進

項 目	企業局経営戦略について
-----	-------------

1 現行の企業局経営戦略の概要

- (1) 策 定：2015年4月（改定：2018年3月）
- (2) 目 的：中長期的な視点から、経営環境の変化や各種課題への適切な対応、経営の効率化、経営基盤の強化による持続可能な事業推進を図ることを目的とする。
- (3) 計画期間：2015年4月～2025年3月（10年間）
- (4) 主な内容：水道用水供給事業・工業用水道事業・地域振興事業ごとに以下を記載。
- | | |
|---------|-----------------|
| 1 経営の現状 | 2 基本目標と事業執行方針 |
| 3 事業計画 | 4 数値目標及び年度目標の設定 |

2 現行の企業局経営戦略の暫定的な見直し

- (1) 見直しの目的：

2028年4月を目途に市町村等との水道事業の広域連携（経営統合）を進めていることから、現行の計画の期間を3年間延長し、13年間（2015年4月～2028年3月）とするとともに、水道用水供給事業や工業用水道事業における料金改定の実施、新たな土地造成事業の実施などを踏まえ、必要な見直しを行う。

- (2) 主な見直し内容：時点修正を中心に行うとともに、延長する期間分の事業計画等を追加

①計画期間を3年間延長「2015年4月～2025年3月」→「2015年4月～2028年3月」

②2023年度末までの実績を踏まえつつ、数値目標を再設定

<水道用水供給事業・工業用水道事業>

項目	目標(2024)	目標(2027)	備考
水道普及率(%) [上水]	95.4	96.0	水道ビジョンにおける2050年での普及率(100%)から試算
粒状活性炭の再生量(m ³) [上水] [霞ヶ浦浄水場]	1,200	1,150	R6.11月に供用を開始した高度浄水処理施設「オン・促進酸化処理施設」により、粒状活性炭の再生頻度の減少を見込む
借入金残高(億円) [工水]	428	286	借入金の償還が進むとともに新規借入の抑制により減少を見込む

<地域振興事業>

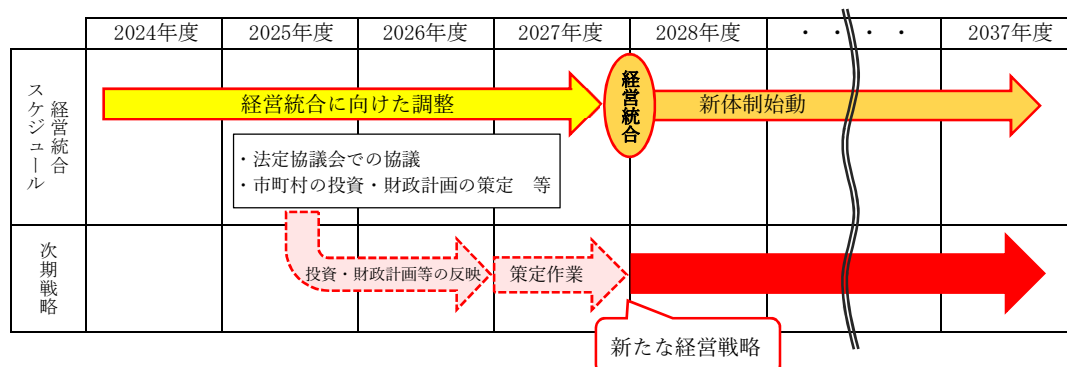
新たな事業（坂東山地区土地造成事業、ひたちなか地区土地造成事業）の追加及び立地済み事業の削除

項目	目標(2024)	項目	目標(2027)
阿見東部工業団地立地率(%)	100	阿見東部土地造成事業土地処分(分譲)率(%)	100
江戸崎工業団地立地率(%) ※削除	100	坂東山地区土地造成事業土地処分(分譲)率(%)	61.7
つくば明野北部工業団地立地率(%) ※削除	100	ひたちなか地区土地造成事業(第1期拡張地区)土地処分(分譲)率(%)	100
		ひたちなか地区土地造成事業(第2期拡張地区)土地処分(分譲)率(%)	100

3 次期経営戦略の方向性

経営戦略の策定に当たっては、今後の10年以上先を見据えた長期的な視点が求められるところ、現在、茨城県では水道事業の広域化に向けた検討の中で、本年2月26日に21市町村と「水道事業の経営の一体化に関する基本協定」を締結するとともに、法定協議会を設立するなど、2028年4月の経営統合に向けた調整が進められている。

このため、次期経営戦略については、経営統合のタイミングに合わせて、市町村の水道事業も含めた、統合後の新たな体制による経営戦略を策定する。



茨城県工業用水道条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由、根拠

工業用水道の料金の改定に伴い、所要の改正を行う。

2 改正の目的

工業用水道の料金は、3年毎に将来の収支を踏まえて見直している。

今年度、見直しを行い、適正な料金に改定することにより、安定的な工業用水道事業の推進を図る。

3 背景、必要性

那珂川工業用水道については、近年における物価高騰等による費用の増加に伴い、令和6年度以降赤字が継続する見通しであることから、料金算定期間内の収支均衡を図る。

鹿島第1期工業用水道及び鹿島第2期工業用水道については、安定した料金収入が見込まれ、将来的に十分な資金が確保できる見通しである。

4 内容

料金改定の内容

(1 m³につき)

事業	種別	改定後	現行
那珂川工業用水道	基本料金	28 円	20 円
	特定料金	28 円	20 円
	超過料金	56 円	40 円
鹿島第1期・第2期工業用水道	基本料金	18 円	20 円
	特定料金	18 円	20 円
	超過料金	36 円	40 円

5 効果、影響

那珂川工業用水道については、黒字経営の維持により経営改善が図られる。

鹿島第1期・第2期工業用水道については、受水企業の負担軽減が図られる。

6 施行日

令和7年4月1日

茨城県工業用水道条例（昭和41年条例第10号）新旧対照表

新							旧						
(料金)							(料金)						
第21条 料金は、基本料金、特定料金及び超過料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とし、基本料金、特定料金及び超過料金の料率は、それぞれ次の表のとおりとする。							第21条 料金は、基本料金、特定料金及び超過料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とし、基本料金、特定料金及び超過料金の料率は、それぞれ次の表のとおりとする。						
種別	料率						種別	料率					
	使用水量別 単位	那珂川工業 用水道	鹿島第1期 工業用水道 及び鹿島第 2期工業用 水道	鹿島第3期 工業用水道	県南西広域 工業用水道	県中央広域工 業用水道		使用水量別 単位	那珂川工業 用水道	鹿島第1期 工業用水道 及び鹿島第 2期工業用 水道	鹿島第3期 工業用水道	県南西広域 工業用水道	県中央広域工 業用水道
基本 料金	基本使用水 量 1 立方 メートルに つき	28 円	18 円	45 円	93 円	56 円	基本 料金	基本使用水 量 1 立方 メートルに つき	20 円	20 円	45 円	93 円	56 円
特定 料金	特定使用水 量 1 立方 メートルに つき	28 円	18 円	45 円	93 円	56 円	特定 料金	特定使用水 量 1 立方 メートルに つき	20 円	20 円	45 円	93 円	56 円
超過 料金	超過使用水 量 1 立方 メートルに つき	56 円	36 円	90 円	186 円	112 円	超過 料金	超過使用水 量 1 立方 メートルに つき	40 円	40 円	90 円	186 円	112 円
2～6 (略)							2～6 (略)						

茨城県水道条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由、根拠

- ・ 県中央広域水道の基本料金の改定に伴い、所要の改正を行う。
- ・ 有資格者の資格要件の改定に伴い、所要の改正を行う。

2 改正の目的

- ・ 適正な基本料金に改定する。
- ・ 適正な資格要件に改定する。

3 背景、必要性

- ・ 2月26日の基本協定締結及び法定協議会設置をもって、水道広域化としての最適化事業を開始することが確定し、併せて水道広域化に係る施設の最適化事業の実施により、施設能力に見合った収益を得られなくなることが明白となることから、これが地方公営企業法施行規則に基づく「減損の兆候」に該当するため、将来に損失を繰り延べないよう、減損会計の適用が必要となった。これにより減損損失額を算出し、当該施設の資産価値が引き下げられることに伴い減価償却費が減少することを踏まえ、基本料金を値下げする。
- ・ 水道整備・管理行政に携わる職員数の減少により水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の確保が困難となっていることを踏まえ、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）の一部改正により布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改正する。

4 内容

- ・ 県中央広域水道の基本料金の改定
基本料金 基本水量1 m³につき 2,020 円 → 1,640 円
- ・ 水道の布設工事監督者の資格要件の緩和
ア 必要とされる技術上の実務経験に、水道に関するものに加え、異なる業種（工業用水道、下水道、道路又は河川）を追加
イ 大学で機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を卒業した場合等に係る規定を追加
- ・ 水道技術管理者の資格要件の緩和
大学の土木工学科又はこれに相当する課程を卒業した者について、大学で履修した学科目にかかわらず、水道技術管理者となるのに必要な水道に関する技術上の実務経験年数を統一

5 効果、影響

- ・ 基本料金の値下げにより受水団体の負担軽減が図られる。

6 施行日

令和7年4月1日

茨城県水道条例（昭和57年条例第17号）新旧対照表

改正案	現行																																				
第1条～第6条（略） （料金） 第7条（略） 2・3（略） 4 前2項に規定する料率は、次の表の左欄に掲げる水道事業ごとに、同表の中欄に掲げる料金の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げるとおりとする。	第1条～第6条（略） （料金） 第7条（略） 2・3（略） 4 前2項に規定する料率は、次の表の左欄に掲げる水道事業ごとに、同表の中欄に掲げる料金の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げるとおりとする。																																				
<table><tr><th>水道事業名</th><th>料金の区分</th><th>料率</th></tr><tr><td rowspan="2">県南西広域水道</td><td>基本料金</td><td>基本水量1立方メートルにつき 1,290円</td></tr><tr><td>使用料金</td><td>使用水量1立方メートルにつき 45円</td></tr><tr><td rowspan="2">鹿行広域水道</td><td>基本料金</td><td>基本水量1立方メートルにつき 1,500円</td></tr><tr><td>使用料金</td><td>使用水量1立方メートルにつき 54円</td></tr><tr><td rowspan="2">県中央広域水道</td><td>基本料金</td><td>基本水量1立方メートルにつき <u>1,640</u>円</td></tr><tr><td>使用料金</td><td>使用水量1立方メートルにつき 65円</td></tr></table>	水道事業名	料金の区分	料率	県南西広域水道	基本料金	基本水量1立方メートルにつき 1,290円	使用料金	使用水量1立方メートルにつき 45円	鹿行広域水道	基本料金	基本水量1立方メートルにつき 1,500円	使用料金	使用水量1立方メートルにつき 54円	県中央広域水道	基本料金	基本水量1立方メートルにつき <u>1,640</u> 円	使用料金	使用水量1立方メートルにつき 65円	<table><tr><th>水道事業名</th><th>料金の区分</th><th>料率</th></tr><tr><td rowspan="2">県南西広域水道</td><td>基本料金</td><td>基本水量1立方メートルにつき 1,290円</td></tr><tr><td>使用料金</td><td>使用水量1立方メートルにつき 45円</td></tr><tr><td rowspan="2">鹿行広域水道</td><td>基本料金</td><td>基本水量1立方メートルにつき 1,500円</td></tr><tr><td>使用料金</td><td>使用水量1立方メートルにつき 54円</td></tr><tr><td rowspan="2">県中央広域水道</td><td>基本料金</td><td>基本水量1立方メートルにつき <u>2,020</u>円</td></tr><tr><td>使用料金</td><td>使用水量1立方メートルにつき 65円</td></tr></table>	水道事業名	料金の区分	料率	県南西広域水道	基本料金	基本水量1立方メートルにつき 1,290円	使用料金	使用水量1立方メートルにつき 45円	鹿行広域水道	基本料金	基本水量1立方メートルにつき 1,500円	使用料金	使用水量1立方メートルにつき 54円	県中央広域水道	基本料金	基本水量1立方メートルにつき <u>2,020</u> 円	使用料金	使用水量1立方メートルにつき 65円
水道事業名	料金の区分	料率																																			
県南西広域水道	基本料金	基本水量1立方メートルにつき 1,290円																																			
	使用料金	使用水量1立方メートルにつき 45円																																			
鹿行広域水道	基本料金	基本水量1立方メートルにつき 1,500円																																			
	使用料金	使用水量1立方メートルにつき 54円																																			
県中央広域水道	基本料金	基本水量1立方メートルにつき <u>1,640</u> 円																																			
	使用料金	使用水量1立方メートルにつき 65円																																			
水道事業名	料金の区分	料率																																			
県南西広域水道	基本料金	基本水量1立方メートルにつき 1,290円																																			
	使用料金	使用水量1立方メートルにつき 45円																																			
鹿行広域水道	基本料金	基本水量1立方メートルにつき 1,500円																																			
	使用料金	使用水量1立方メートルにつき 54円																																			
県中央広域水道	基本料金	基本水量1立方メートルにつき <u>2,020</u> 円																																			
	使用料金	使用水量1立方メートルにつき 65円																																			
5（略） 第8条～第13条（略）	5（略） 第8条～第13条（略）																																				

（水道の布設工事の監督） 第14条（略） 2 法第31条において準用する法第12条第2項の条例で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 （1） 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（同法第108条第3項に規定する短期大学を除く。以下同じ。）において土木工学科又はこれに相当する課程 _____ を修めて卒業した後、<u>3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>） （2） 学校教育法第1条に規定する大学において<u>機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程 _____</u>を修めて卒業した後、<u>4年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>） （3） 学校教育法第1条に規定する高等専門学校又は同法第108条第3項に規定する短期大学（同法第83条の2第1項に規定する専門職大学（以下「専門職大学」という。）の前期課程を含む。次号において同じ。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学の前期課程にあつては、修了した後、<u>同号において同じ。</u>）、<u>5年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験	（水道の布設工事の監督） 第14条（略） 2 法第31条において準用する法第12条第2項の条例で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 （1） 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（同法第108条第3項に規定する短期大学を除く。以下同じ。）の _____ 土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、<u>2年以上水道 _____</u>に _____ に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 _____ （2） 学校教育法第1条に規定する大学の土木工学科又はこれ _____ に相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、<u>3年以上水道 _____</u>に _____ に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 _____ （3） 学校教育法第1条に規定する高等専門学校又は同法第108条第3項に規定する短期大学（同法第83条の2第1項に規定する専門職大学（以下「専門職大学」という。）の前期課程を含む _____ ）。において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学の前期課程にあつては、修了した後 _____ ），<u>5年以上水道 _____</u>に関する技術上の実務に従事した経験
---	--

を有する者（<u>2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>） (4) <u>学校教育法第1条に規定する高等専門学校又は同法第108条第3項に規定する短期大学において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> (5) <u>学校教育法第1条に規定する高等学校又は中等教育学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> (6) <u>高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> (7) <u>10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> (8) （略）	を有する者_____ _____ （新設） (4) <u>学校教育法第1条に規定する高等学校又は中等教育学校_____において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道_____に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____</u> _____ （新設） (5) <u>10年以上水道_____の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____</u> _____ (6) （略）
--	---

（水道技術管理者の資格） 第15条 法第31条において準用する法第19条第3項の条例で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) <u>前条第2項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。次号において同じ。）については5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (2) <u>前条第2項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において_____工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後_____、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者_____については6年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (3)・(4) （略） 第16条 （略）	（水道技術管理者の資格） 第15条 法第31条において準用する法第19条第3項の条例で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) <u>前条第2項_____に規定する資格_____</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____を有する者 (2) <u>前条第2項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を_____修めて卒業した後（専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (3)・(4) （略） 第16条 （略）
---	--

項 目	管路の耐震化及び老朽化対策について
-----	-------------------

【管路の耐震化対策】

管路の耐震化対策については、東日本大震災による被害状況を踏まえて策定した「管路更新事業化計画」に基づき、管路の耐震化を計画的に進めている。上水と工業用水をあわせた管路の耐震化率は、H24 年の計画策定時の 44.0%から 58.5%に向上したところである。

本計画は今年度までのものとなっているが、「企業局経営戦略」の計画期間を延長することに伴い、管路更新事業も 3 年間延長することとする。

管路更新（耐震化）事業 事業期間：平成 24 年度～令和 9 年度

種別	管路延長 (km)	H24 時点 耐震化済 延長 (km)	H24～R9 整備延長 (km)	耐震化率 (%)		
				H24 時点	R6 見込	R9 見込
上水	773.9	417.6	114.5	54.0	67.0	68.8
工水	563.8	171.1	120.9	30.3	46.9	51.8
計	1,337.7	588.7	235.4	44.0	58.5	61.6

【管路の老朽化対策】

管路の老朽化対策については、これまで管種ごとに一律に設定した耐用年数（鋼管は 55 年、ダクタイル鋳鉄管は 65 年）を基準としてきたが、今回、「A I を活用した管路老朽度診断」の結果によって、管路を埋設した土質ごとに老朽度合が大きく異なることが明らかになったことから、耐用年数の見直しを行い、さらに精緻に設定することで、管路更新周期の適正化を図ることとする。

これにより、今後 30 年間（2025 年-2054 年）の管路更新事業費を比較すると、従来基準での更新と比べて約 5 割の事業費が低減できる見込みであり、企業局の安定した経営に寄与することが期待できる。

耐用年数の見直し

	鋼管	ダクタイル鋳鉄管
従来基準	55 年	65 年
新基準	41 年～85 年	43 年～100 年

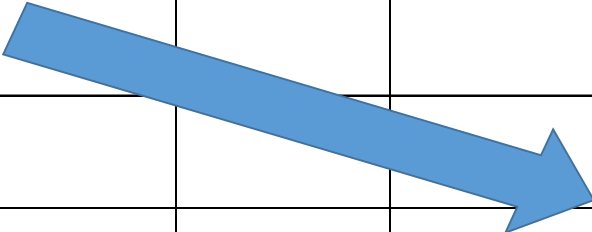
※土質や管口径により、耐用年数を見直し

耐用年数見直しの効果（今後 30 年間）

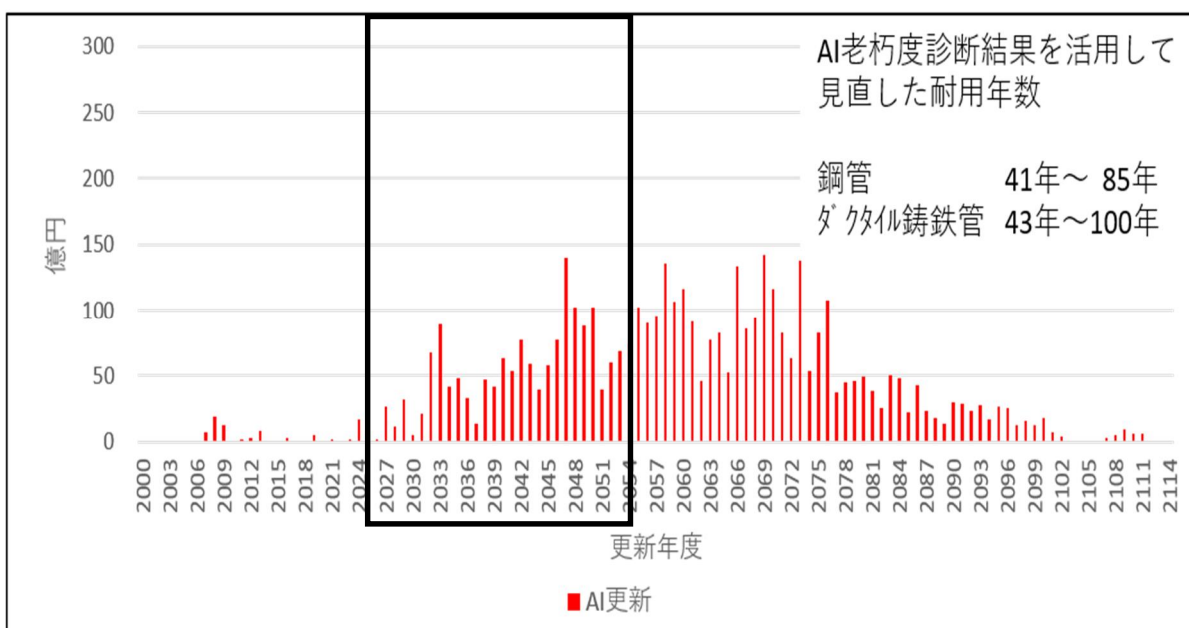
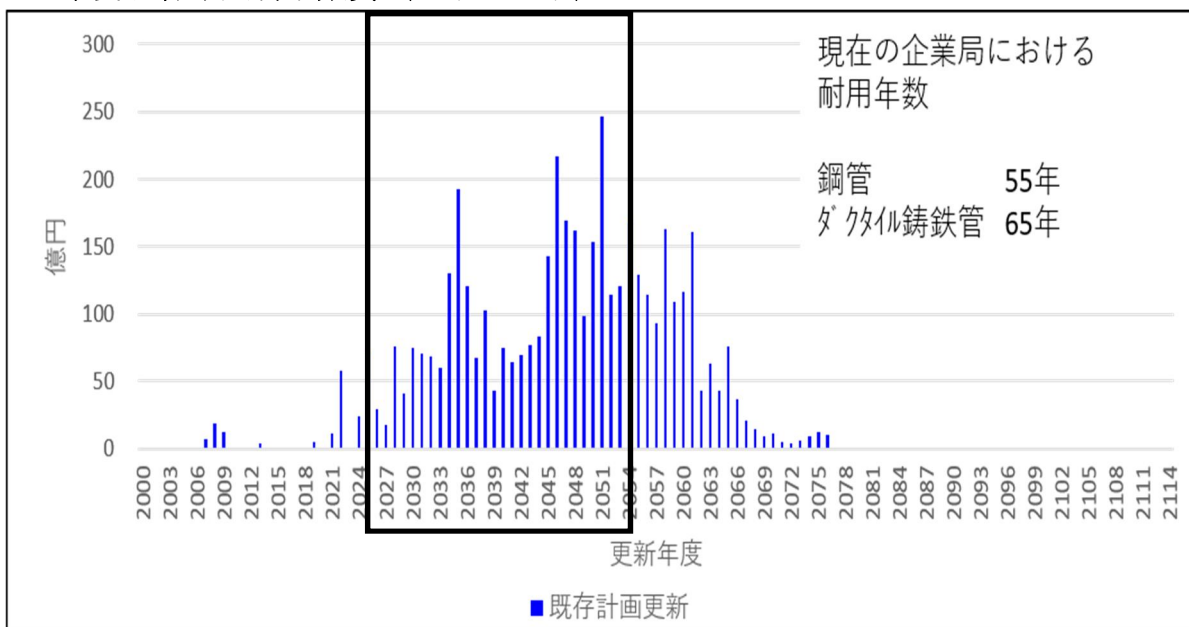
	更新延長	更新事業費
従来基準	739 km	3,124 億円
新基準	518 km	1,590 億円

【AIを活用した管路老朽度診断】

○ AIによる管路の老朽化分析結果

管路の老朽化			土質			
			腐食土	粘土	シルト	砂
			速			
管 路	小口径	速				
	中口径					
	大口径	遅	長期間の 使用可能			

○ 年度別管路更新事業費（上水・工水）



令和 7 年 2 月 26 日 開 会

①

令和 7 年第 1 回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

令和7年第1回茨城県議会定例会議案目次

	頁
第1号議案 令和7年度茨城県一般会計予算	1
第2号議案 令和7年度茨城県競輪事業特別会計予算	17
第3号議案 令和7年度茨城県公債管理特別会計予算	19
第4号議案 令和7年度茨城県市町村振興資金特別会計予算	21
第5号議案 令和7年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計予算	23
第6号議案 令和7年度茨城県立医療大学付属病院特別会計予算	25
第7号議案 令和7年度茨城県国民健康保険特別会計予算	27
第8号議案 令和7年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算	29
第9号議案 令和7年度茨城県中小企業事業資金特別会計予算	31
第10号議案 令和7年度茨城県農業改良資金特別会計予算	33
第11号議案 令和7年度茨城県林業・木材産業改善資金特別会計予算	35
第12号議案 令和7年度茨城県沿岸漁業改善資金特別会計予算	37
第13号議案 令和7年度茨城県港湾事業特別会計予算	39
第14号議案 令和7年度茨城県都市計画事業土地地区画整理事業特別会計予算	41
第15号議案 令和7年度茨城県病院事業会計予算	43
第16号議案 令和7年度茨城県水道事業会計予算	47
第17号議案 令和7年度茨城県工業用水道事業会計予算	50
第18号議案 令和7年度茨城県地域振興事業会計予算	52
第19号議案 令和7年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算	54
第20号議案 令和7年度茨城県流域下水道事業会計予算	56
第21号議案 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	59
第22号議案 茨城県行政組織条例の一部を改正する条例	62
第23号議案 職員の勤務時間に関する条例及び職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	63
第24号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	65
第25号議案 職員の旅費及び費用弁償に関する条例及び特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	150
第26号議案 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例	157
第27号議案 茨城県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	158
第28号議案 水道法に基づき専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例	159
第29号議案 茨城県環境影響評価条例の一部を改正する条例	160
第30号議案 茨城県看護専門学校設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	161
第31号議案 茨城県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例	163
第32号議案 茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例の一部を改正する条例	166
第33号議案 茨城県青少年の健全育成等に関する条例及び茨城県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例	169
第34号議案 栄養士法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例	170

第35号議案	児童福祉法に基づき一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	172
第36号議案	茨城県産業技術イノベーションセンターの使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	179
第37号議案	茨城県特定都市河川浸水被害対策法施行条例	180
第38号議案	茨城県建築基準条例の一部を改正する条例	181
第39号議案	茨城県工業用水道条例の一部を改正する条例	183
第40号議案	茨城県水道条例の一部を改正する条例	184
第41号議案	茨城県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例	185
第42号議案	包括外部監査契約の締結について	186
第43号議案	県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について	187
第44号議案	霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について	189

予

算

第16号議案

令和7年度 茨城県水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度茨城県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 団 体 数	33市町村 2企業団
(2) 年 間 総 給 水 量	145,509,630m ³
(3) 1 日 平 均 給 水 量	398,657m ³
(4) 建 設 改 良 費	
県南西広域水道事業	14,466,600千円
鹿行広域水道事業	557,615千円
県中央広域水道事業	3,739,927千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事 業 収 益	19,955,219千円
第1項 営 業 収 益	17,511,874千円
第2項 営 業 外 収 益	2,432,117千円
第3項 特 別 利 益	11,228千円

支 出

第1款 事 業 費 用	19,663,290千円
第1項 営 業 費 用	18,585,819千円
第2項 営 業 外 費 用	1,053,843千円
第3項 特 別 損 失	11,628千円
第4項 予 備 費	12,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,328,919千円は、過年度分損益勘定留保資金7,640,281千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額688,638千円で補てんする。)

収 入

第1款 資 本 的 収 入	13,102,966千円
第1項 国 庫 補 助 金	2,943,181千円
第2項 企 業 債	5,445,000千円
第3項 出 資 金	4,168,000千円
第4項 負 担 金	362,110千円
第5項 他 会 計 補 助 金	107,992千円
第6項 長 期 借 入 金	76,683千円

支 出

第1款 資本的支出	21,431,885千円
第1項 建設改良費	18,764,142千円
第2項 資産購入費	79,396千円
第3項 償還金	2,442,877千円
第4項 補助金返還金	145,470千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
県南西広域水道建設事業工事請負契約	令和8年度	4,126,937千円
県中央広域水道建設事業工事請負契約	自 令和8年度 至 令和9年度	605,000
県南西広域水道事業浄水処理関連業務委託契約	令和8年度	97,416
鹿行広域水道事業浄水処理関連業務委託契約	令和8年度	34,980
県中央広域水道事業浄水処理関連業務委託契約	令和8年度	6,480

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
水 道 事 業	5,445,000千円	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌年度に繰り延べて起債することができる。	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費等 1,078,871千円
- (2) 交 際 費 148千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成及び建設補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、225,550千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、436,000千円と定める。

令和7年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第17号議案

令和7年度 茨城県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度茨城県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 事 業 所 数	251事業所
(2) 年 間 総 給 水 量	330,727,710m ³
(3) 1 日 平 均 給 水 量	906,103m ³
(4) 建 設 改 良 費	
那珂川工業用水道事業	785,283千円
鹿島工業用水道事業	2,351,788千円
県南西広域工業用水道事業	1,772,680千円
県央広域工業用水道事業	2,359,162千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	13,283,829千円
第1項 営業収益	12,032,734千円
第2項 営業外収益	1,251,095千円
支 出	
第1款 事業費用	12,428,806千円
第1項 営業費用	11,792,750千円
第2項 営業外費用	625,556千円
第3項 特別損失	500千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,986,940千円は、過年度分損益勘定留保資金3,330,616千円、当年度分消費税等資本的収支調整額219,652千円及び建設改良積立金436,672千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	4,600,344千円
第1項 国庫補助金	341,600千円
第2項 企業債	3,843,300千円
第3項 負担金	415,444千円
支 出	
第1款 資本的支出	8,587,284千円
第1項 建設改良費	7,268,913千円
第2項 資産購入費	2,399千円
第3項 償還金	1,198,779千円
第4項 補助金返還金	112,621千円

第5項 基金積立金

4,572千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
那珂川工業用水道建設事業工事請負契約	令和8年度	3,575 ^{千円}
県南西広域工業用水道建設事業工事請負契約	令和8年度	33,055
県央広域工業用水道建設事業工事請負契約	令和8年度	5,962

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
工業用水道事業	3,843,300 ^{千円}	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌年度に繰り延べて起債することができる。	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 697,359千円

(2) 交 際 費 98千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、50,421千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、64,000千円と定める。

令和7年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第18号議案

令和7年度 茨城県地域振興事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度茨城県地域振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 土地造成事業

坂東山地区土地造成事業

土地分譲 70,000㎡

土地造成費 1,688,151千円

ひたちなか地区
土地造成事業

土地分譲 226,000㎡

土地造成費 2,979,100千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 土地造成事業収益 9,250,137千円

第1項 営業収益 9,240,549千円

第2項 営業外収益 9,588千円

支 出

第1款 土地造成事業費用 9,620,889千円

第1項 営業費用 8,737,300千円

第2項 営業外費用 881,189千円

第3項 特別損失 400千円

第4項 予備費 2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,638,600千円は、過年度分損益勘定留保資金3,200,449千円及び当年度分損益勘定留保資金3,438,151千円で補てんする。)

収 入

第1款 土地造成事業資本的収入 4,202,551千円

第1項 企業債 4,179,300千円

第2項 受託工事収入 19,674千円

第3項 関連事業収入 3,577千円

支 出

第1款 土地造成事業資本的支出 10,841,151千円

第1項 土地造成費 4,667,251千円

第2項 償 還 金 6,173,900千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
地 域 振 興 事 業	4,179,300千円	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌年度に繰り延べて起債することができる。	年 利 5.0 パ ー セ ン ト 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30 年 以 内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、15,200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 等 41,531千円

(2) 交 際 費 4千円

(重要な資産の処分)

第9条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量	処分の態様
1 処分する資産	土 地	工 業 団 地 (ひたちなか市新光町)	353,000㎡	売払い

令和7年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和彦

条 例 ・ そ の 他

第39号議案

茨城県工業用水道条例の一部を改正する条例

茨城県工業用水道条例（昭和41年茨城県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項の表中	「		20円	20円	を	「		28円	18円	に改め
			20円	20円				28円	18円	
			40円	40円				56円	36円	
	」					」				

る。

付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前から継続している県工業用水道による給水で、同日から令和7年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

令和7年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第40号議案

茨城県水道条例の一部を改正する条例

茨城県水道条例（昭和57年茨城県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項の表県中央広域水道の項中「2,020円」を「1,640円」に改める。

第14条第2項第1号中「」の「」を「」において」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2年以上水道」を「3年以上水道，工業用水道，下水道，道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同項第2号中「の土木工学科又はこれ」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同項第3号中「含む」の次に「。次号において同じ」を、「修了した後」の次に「。同号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同項第6号を同項第8号とし、同項第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5年以上水道の工事に係る技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第7号とし、同項第4号中「中等教育学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

（6） 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後，8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第14条第2項第3号の次に次の1号を加える。

（4） 学校教育法第1条に規定する高等専門学校又は同法第108条第3項に規定する短期大学において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後，6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第15条第1号中「前条第2項」を「前条第2項第1号，第3号又は第5号」に、「資格」を「学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学の前期課程にあつては，修了した後。次号において同じ。）」，同項第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上，同項第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては，修了した者。次号において同じ。）については5年以上，同項第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験」に改め、同条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「学科目を」を「課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を」に改め、「（専門職大学の前期課程にあつては，修了した後）」及び「（専門職大学の前期課程にあつては，修了した者）」を削り、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和彦